

## 第 58 回 吹田市個人情報保護審議会

吹田市個人情報保護審議会 会議録（第 58 回）

開催日 令和元年 6 月 21 日（金曜日）

開催時間（開会）14 時（閉会）16 時 15 分

場 所 吹田市役所 中層棟 4 階 第 4 委員会室

### 諮問案件

（1）施設予約システムに係る個人情報の保護について

【行政経営部 情報政策室】

（2）高齢者フレイル等予防推進事業に係る個人情報の保護について

特定健診未受診者勧奨業務に係る個人情報の保護について

【健康医療部 国民健康保険室】

（3）コンビニエンスストアにおける証明書発行業務に係る個人情報の保護について

【税務部 税制課】

### 出席委員

会長 岡 豪敏 副会長 小林 孝史

大元 康江、片山 祥太郎、黒岩 哲夫、中西 清美、宮前 正利

### 欠席委員

岩城 伸、白金 継哉、矢倉 昌子、平山 雄一

### 出席市職員

<説明者>

（1）情報政策室 武井参事、市政主幹、藤原主査

市民自治推進室 利光主幹、大塚係員

（2）国民健康保健室 成田参事、小松係員

高齢福祉室 重光参事、薬師川主幹

保健センター 久本参事

（3）税制課 荒井主幹、藤本主査

<事務局>

市民部市民総務室長 大川 雅博 市民部市民総務室参事 川本 義一

市民部市民総務室主幹 石井 裕臣 市民部市民総務室主査 福田 章宏

傍聴者 無し

## 諮問案件 1

施設予約システムに係る個人情報の保護について

【行政経営部 情報政策室】

### 1 諮問内容

#### (1) 概要

施設予約システムは、市民や団体等がインターネットを利用して施設等の予約ができるため、時間や場所に制限されずに手続きが可能となり、利便性が向上します。

また、職員が予約情報を統合的に管理することができ、受付情報の管理や統計情報の作成が容易になり、業務の効率化が図れます。

#### (2) 諮問理由

今回の業務は、市が新たに電子計算機処理を行うものであり、吹田市個人情報保護条例第 12 条第 1 項により、同審議会の意見を聴かなければならないため。

### 2 委員からの質問

委員：施設利用者が各施設に書類を出すことになるが、その書類の保管廃棄方法はどうか。

実施機関：個人情報扱う書類は施錠し保管する。保管期間は 3 年保管。廃棄方法はシュレッダーによる廃棄。

委員：個人情報を含む受付情報は業務用端末にダウンロードすることができるのか。

実施機関：許可証を出力する。PDF での保管は考えられるが、データセンターという市以外の場所で保管する。

委員：来館して手書きとしての運用もできるのか。

実施機関：できる。

委員：使用予定のメンバーなどたくさんの情報を書かなければならない。簡便にならないか。

実施機関：原則は紙の運用と同じ。

委員：施設予約システムはどの施設を想定しているのか。

実施機関：市民に広く貸館をしている施設を想定している。市民センターなどが対象になる。すでにオーパスなど他のシステムを導入している施設は現在のところ、導入しない予定である。

委員：公民館は対象になるか。

実施機関：利用者が高齢者も多いことから導入するかは検討中。

委員：システムが使える施設の周知方法は。

実施機関：ホームページなどで周知する。

委員：事前に申請しなければならない等、手間が増えているように感じる。

実施機関：施設により、教育目的や広く市民を対象にしたもの等、種類は様々である。いつまでも窓口申請だけで対応以外の方法を考えていかなければならない。運用についてはよりよくなるよう検討していく。

委員：高齢者が増えている中で、システムが使えることができるのか。

実施機関：福祉部門も含めて、活用方法を検討していければ良いと考える。

委員：どういう施設がいつ開いているがシステムの画面で見やすければ使いやすいと思う。  
意見ですが。

委員：諮問については理解しましたが、より使いやすくなるよう検討していただきたい。

実施機関：はい。

### 3 委員間協議・裁決

全員一致で同意する

## 諮問案件 2

高齢者フレイル等予防推進事業に係る個人情報の保護について  
特定健診未受診者勧奨業務に係る個人情報の保護について

【健康医療部 国民健康保険室】

### 1 諮問内容

#### (1) 対象業務

- (ア) 高齢者フレイル予防事業
- (イ) 吹田市特定健診未受診者勧奨業務

#### (2) 概要

##### (ア) 高齢者フレイル予防事業

健康寿命の延伸を図り、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく健やかに安心・安全に暮らせるまちの実現に向け、健康診断結果やレセプトデータ等をもとに、高齢者の医療・介護等の情報を一括把握するとともに、地域の健康課題を整理、分析し、保険事業と介護予防を一体的に実現することで、総合的なフレイル予防を進めます。

##### (イ) 吹田市特定健診未受診者勧奨業務

「高齢者の医療の確保に関する法律」で実施を定める特定健診について、受診率の向上が課題となっており、吹田市特定健診未受診者勧奨業務を実施します。そのため、国民健康保険被保険者全体から勧奨対象者を抽出・分析し、対象者に適した通知文を作成・発送するため、レセプトデータを提供し、民間に委託を行い、事業を進めます。

#### (3) 諮問理由

##### (ア) 高齢者フレイル予防事業

事業実施にあたり、健康診断結果やレセプトデータ等を提供することは、市民の福祉向上のため必要であると認識しているが、対象者数が多く提供する旨の本人に通知することが困難であり、本人通知を省略するには吹田市個人情報保護条例第 8 条第 2 項により、同審議会の意見を聴かなければならないため。

また、提供する情報は事業の執行に必要不可欠であるが、社会的差別の原因となるおそれがあり、吹田市個人情報保護条例第 6 条第 2 項第 2 号により審議会の意見を聴かなければならないため。

##### (イ) 吹田市特定健診未受診者勧奨業務

事業実施にあたり、レセプトデータ等を提供することは、市民の福祉向上のため必要であるとは認識しているが、対象者数が多く提供する旨の本人に通知することが困難であり、本人通知を省略するには吹田市個人情報保護条例第 8 条第 2 項により、同審議会の意見を聴かなければならないため。

また、提供する情報は事業の執行に必要不可欠であるが、社会的差別の原因となるおそれがあり、吹田市個人情報保護条例第 6 条第 2 項第 2 号により審議会の意見を聴かなければならないため。

### 2 委員からの質問

委員：フレイルを分かりやすく説明してください。

実施機関：加齢とともに心や体の認知機能が衰え介護が必要となる危険が高くなります。フレイルとは、健康と介護が必要な間の虚弱な状態を指す。フレイルには身体的なフレイルや精神的なフレイル、社会的なフレイルなどいろいろなカテゴリがある。フレイルの特徴は介護が必要となると健康な状態に戻ることが難しいのに対して、フレイルの間に対策すれば健康な状態に戻る可能性がある。吹田市ではフレイル対策を広く啓発している。

委員：高齢者フレイルは大阪大学、特定健診未受診者は業者へそれぞれ提供するが閉じられたネットワークで提供するのか。開かれた状態だと危険が増す。

実施機関：特定健診未受診者については、ネットワークのつながらないパソコンで処理することを仕様に盛り込むことを考えている。

委員：フレイルについて大阪大学がデータを打ち間違えたりした時に市がチェックする方法があるか。

実施機関：そこまでは予定していない。データは打ち込むのではなく、データを切り取り貼りつけるのでエラーは少ないのではないかと。今までは介護保険と国民健康保険でそれぞれデータを持っていた。介護予防は保険事業、医療費の情報を抑えるために健康でいよう、高齢がやっているのは健康寿命を延ばす、介護保険は要介護状態にならないようにする。これらの同じ部分について一緒にやっいていこうとするのが特徴である。3つのデータを合わせるのにこの人の情報、レセプト、介護の情報をつなげていく。その結果要介護2の人はこの病気が多い等データ分析をするためにする。

委員：研究に使うときはこれまでもデータで渡していたのか。

実施機関：いままでではない。今後は法定化される予定であるが、医療と介護、健康診断の情報をつかって介護にならないように分析をした上で、それぞれの分野の人が指導できるようにする。個人のデータを本人のために使うわけではない。

委員：なぜ今回保護審をかけるのか。

実施機関：健康診断の情報を使うのは、今までもホームページで載せている。レセプト情報は今回初。来年度からは法令で定まるので保護審に諮問を図る必要はないが、今回はモデル事業なので意見を聴いたうえで、事業を進めたい。

委員：法令はどのようになっているのか。

実施機関：令和2年4月1日施行、高齢者の保健事業と介護予防の事業を一体的に実施していく。大阪府後期高齢者医療広域連合（以下広域連合）と市町村が協力して事業を進める。広域連合に対して市町村で必要があればレセプトデータを求めることができる。モデル事業は令和元年度募集であり、レセプトデータや介護のデータを使うことになる。

委員：健康診断未受診者のデータの受け入れ方法は。保管、廃棄方法は。

実施機関：CSVデータをCDで受け取ることを予定する。CDはデータを外部ネットワークにつながらないパソコンに取り込んだあとは、CDの中身は削除する。

委員：他課の人が見ることができるか。

実施機関：国民健康保険室の職員だけが見ることができる。

委員：フレイルの事業について広域連合から大阪大学にデータを提供するがどのような流

れとなるか。

実施機関：広域連合のデータを国保連から吹田市専用のデータ線を使いデータを受けもらう。  
その後はCDに複製して大阪大学に渡す。

委員：いい目的だと思うが色々な情報を一括で扱うので慎重に扱って欲しい。本人通知が難しいとあり、ホームページで周知するとあるが、他の広報により周知する方法を考えていただきたい。もっと知らせる努力をしていただきたい。自分の健康について言われたくないという人もたくさんいる。健康診断受けたくないという人も多い。そういう人がいた場合対象者から除外するのか。

実施機関：拒否された場合にその人の情報を抜くのが困難である。本人通知はそこが難しく、全員に通知し、ダメといった人を抜くと事業費も膨大となる。またデータを抜いたとしたらデータが少なくなってしまう活用ができなくなる。法で定めるのはそのあたりの事情もあると思う。それも含めて本人通知の省略について御審議いただきたい。ホームページ以外の周知はなかなか難しいと思う。

委員：通知するとしたらどれくらいの人数がいるのか。

実施機関：対象者がおよそ7万人います。

委員：受け渡しリストを作るとあるが、誰のデータを渡したかが分かるようにしてほしい。

実施機関：おっしゃる通りの運用をする。

委員：データを渡した後、分析結果について本人に通知するか。

実施機関：直接本人には通知しない。

委員：最終的なフィードバックはどうするか。

実施機関：地域の健康課題として把握する。周知方法としては市民に広く見ていただけるようにホームページや介護予防の事業で市内のグループにお伺いをして説明をする、介護予防の講演会などでこういった地域に健康課題がある、今強化しなければならない健康課題に重点的に取り組むことを伝えた上で、委託の成果物であるスクリーニングツールを使い、問診票を書いてもらい、高齢者自身に気付いてもらったり健康指導の必要な方をピックアップしたりする。その後、保健指導を受ける人は別途個人情報取扱について了承を頂く。

委員：勸奨業務は名前を出すと思うが、フレイルは匿名化しないのか。

実施機関：情報をつなげる作業から委託しようと考えているので匿名できない。

委員：法では匿名加工情報を適切に取り扱いなさいという規定になっているはずだが。

実施機関：情報をつなげる作業は市ではできない。委託の際、市と同様の秘密保持するよう契約を交わす予定である。また、大学はつなげた後、個人情報をマスキングして分析作業を行うこととする。

委員：データを渡した後の研究室データの使い方の担保はどうするか。データを匿名化した後は市に返却するよう契約書に盛り込めないか。

実施機関：今の御意見を反映させた契約とします。

### 3 委員間協議・裁決

全員一致で同意する

### 諮問案件 3

コンビニエンスストアにおける証明書発行業務に係る個人情報の保護について

【税務部 税制課】

#### 1 諮問内容

##### (1) 対象業務

コンビニエンスストアにおける課税所得証明書交付業務

##### (2) 概要

コンビニエンスストアの多機能端末を利用して証明書を交付する業務について、平成 28 年 1 月に住民票の写し及び印鑑登録証明書、平成 29 年 2 月に戸籍全部（個人）事項証明の交付を開始しましたが、課税所得証明書の交付を追加します。

##### (3) 諮問理由

コンビニエンスストアの多機能端末を利用して、証明書（住民票の写し及び印鑑登録証明書）交付業務を実施するに当たり、本市の証明書交付サーバと地方公共団体情報システム機構（J-LIS）証明書交付センターのサーバを LGWAN 回線を介して接続しデータ伝送するため、吹田市個人情報保護条例第 13 第 2 項に規定する実施機関以外のものとの電子計算機の結合することについて、審議会の意見を聴かなければならないため。

#### 2 委員からの質問

委員：用紙に偽造改ざん防止措置が施されているとあるがどのようなものか。

実施機関：出力したものをコピーしたら「複写」という文字が出るなど、改ざんしたことがわかる仕組みが J-LIS により施されている。目にはみえない画像が入っている。

委員：手軽過ぎないのか。情報が漏れた場合の担保となるか。

実施機関：セキュリティについては J-LIS が仕組みを構築しており、情報が漏れた例はない。

委員：置き忘れの対策はどうなっているのか。

実施機関：マイナンバーカードを取らないと次の手続きに進めないといった、誤操作防止の仕組みを作っている。出力された用紙については「証明書の取り忘れはございませんか」という注意喚起の音声が出る仕組みになっている。

委員：コンビニ店員が置き忘れを発見した場合は。

実施機関：J-LIS とコンビニとの契約で、置き忘れた文書は落とし物として警察に届けることになっている。

委員：利便性と書類の機密性のバランスがとれるのか。

実施機関：本人が必要として取りに行っている点では、市役所に来るのと変わらないと考える。マイナンバーカードがあるということがセキュリティの担保になっている。

委員：利用されている方はいるのか。

実施機関：本日実数をお示しすることはできないが、市民の方とお話する中でも住民票をコンビニで取るということを聞く。

#### 3 委員間協議・裁決

全員一致で同意する